

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成25年6月7日（金）午後1時30分から午後3時45分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

岩橋範子，上岡美穂，上坂和央，草田守弘，久保富三夫，小林直樹，坂口博之，新土居仁昌，藤田清司，森義之（委員長），山西陽裕

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

棚田首席家庭裁判所調査官，星川首席書記官，玉置主任書記官

前田事務局次長，大本総務課長，藪本総務課課長補佐

第4 議事

1 開会

2 所長あいさつ

3 新任委員紹介

森委員の他，前回委員会以降任命された岩橋委員，草田委員，久保委員，坂口委員及び藤田委員の紹介が総務課長から行われた。

4 委員長選任

委員の互選により，森委員が委員長に選任された。

5 前回委員会での意見に対する裁判所の取り組み報告

説明者（総務課長）が，前回委員会テーマ「面会交流について」に関して，調停委員に対する研修が実施予定であること，裁判所ウェブサイトで面会交流に関する動画配信をしている旨を，当庁ホームページ及び庁内に掲示したポス

ターにより行ったことを報告した。

6 テーマ「家事事件手続法」について

(1) 家事事件の紹介

家事事件手続案内のDVDを視聴した。

(2) 家事事件手続法の概要説明

説明者（裁判官）が、家事事件手続法の概要を説明した。

(3) 家事事件手続法施行後の運用状況の説明

説明者（主任書記官）が、家事事件手続法施行後の運用状況について説明した。

(4) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

○ 本日のテーマである家事事件手続法について事前勉強会もしたが、先ほどの裁判所からの説明は、旧法の手続はちょっと上から目線だったのが新法では自分たちで決めるものになったという明解な説明で分かりやすく、啓発文書やパンフレットにもそのように書けばよいのではないかと思った。

○ DVDを視聴して、申立費用がどうなっているのかよく分からなかったので、教えてもらいたい。

■ 申立費用のうち収入印紙の額は各裁判所で同じであるが、切手の額が違っているので、DVDの中では費用の額について幅のある説明になっている。

○ 私は教育法学が専門で、和歌山大学の中では法律に詳しい方だが、家事事件手続法の施行は知らなかった。一番の驚きは、この法律について否定的な意見がなく、こぞってこの新法への移行が支持されていることで、珍しいことである。逆に、法律の専門家から見て、どこに問題点があるのか

教えてもらいたい。

- まだ運用が始まったばかりで、明らかでない。
- 先ほどの裁判所からの運用状況の説明の中で、申立書の写しを相手方に送付することのメリットとデメリットの話があったが、申立書の内容が相手方に分かることで、申立人にとって従前より不利になる状況は出てこないか。従前なら第1回の期日まで申立書の内容が相手方に分からなかったが、相手方が事前に準備できることになる。裁判所としては調停が効率的になってよいのかもしれないが。

また、申立ての際の提出資料に「非開示に関する意見書」という資料があり、そこには、「書面の非開示希望の申し出があっても裁判官の判断で開示することがある。」と記載されているが、その際の申出人とのやりとりはどうなっているのか。本人が拒否しても裁判官の判断で開示される場合に、申出人の納得が形成されるプロセスはあるのか。

- 資料非開示の申し出をする場合は、非開示の理由が必要である。例えば、DV事案で住所の非開示の申し出があり、併せて、収入の資料なども相手方に開示しないでほしい、という意見が出る場合がある。DV事案では住所は非開示にするが、年収などは秘匿する必要がないと考える場合もある。また、審判事件においては、開示が原則で、例外的に裁判官が非開示の判断をするが、調停事件では裁判官が相当と認めたときに開示する。ただし、調停不成立となったときに審判に移行する事件については、調停の段階から開示することがある。法律的には開示について申出人の同意は必要ないが、家裁調査官や調停委員を通じて説得する運用をしている。
- 申立書の写しの相手方への送付だが、申立書にひどい偏見等が記載されているときは送付を省くのではないか。
- 申立書は、申立人が何を求めているのかが分かるように、離婚、親権者、養育費、財産分与、慰謝料等を、チェックや数字で記載する様式とし、誹

謗中傷的な内容の記載がないように様式を工夫している。どうしても主張したい内容があれば主張書面を別途作ってもらうが、これは相手方には送付しない。デメリットをできるだけ排除する形で申立書を工夫している。

- 申立書の写しを送付しないときは、係属通知を送ることになる。それを受けて相手方が申立ての内容を知りたいときは、申立書の閲覧謄写申請をしてもらう。当庁では、係属通知をすることはあまりないが、DV事案などで、申立書に住所記載があるときに係属通知をすることはある。
- 申立人には、申立書の写しを相手方に送付するので、住所は相手方も知っている住所を記載し、実際の住所を記載しなくても構わないことや相手方の感情を刺激するようなことは記載しないようにとの説明を行っている。どうしても言いたいことがある方には別途主張書面を出してもらっている。
- 申立書の記載事項が基礎的な事項に限定されていることが分かった。申立書の様式は法律で定められているのか。
- 基本的な記載事項は法律等で決まっていて、最高裁から例示されている様式を参考にして各庁が工夫して作成している。
- 窓口に来た方には、DV事案の際には実際の住所を書かなくてもよいと説明しているようだが、申立てをするかどうか悩んでいる方が、最高裁のホームページを見たら、一般の人は実際の住所を書かなければならないと思ってしまう。場合によっては、実際の住所を書かなくてもよいと何らかの形で広報するのがよいのではないか。
- 文章で説明するのは難しく、裁判所に来られた際に、夫から逃げているなどという事情があれば、夫が知っている住所を書いたらどうかと伝えている。
- 住所の記載で悩んでいる方は裁判所にご相談を、という記載はどうか。
- そういう形ではあり得ると思うので、御意見として承る。
- 申立人の記載する事情説明書と相手方の記載する回答書について、閲覧

謄写申請が許可されるメルクマールや申請件数を教えてもらいたい。

- 運用が始まったばかりで閲覧謄写申請の件数はあまりない。
- 施行後半年経過したが、閲覧謄写が積極的に活用されている状況にはない。調停段階で開示が相当と認められれば、裁判官が開示を認めることになるが、記載した方に開示の支障の有無を確認する場合もあろう。
- 弁護士委員に聞きたいが、支出状況とか月収に関する資料を相手に見てもらう点をどう考えるか。
- 婚姻費用とか養育費を決める場合には、源泉徴収票などをもらうのが通常なので、収入などの内容はいずれ分かることになる。

離婚はするが条件面で了解できないと離婚したくないという場合に、離婚の合意ありにチェックしてよいか悩むと聞いたことがある。後で、離婚に合意していると言われないう不安を軽減するような形の説明を付け加えてもらいたい。
- この欄に、合意した、とチェックがあれば、反対当事者に確認する作業を調停委員が行い、双方の意見が一致しなければ、争点の一つと進めることになる。
- この申立人と話し合った結果の「合意した」、「合意できず」、「話し合わず」とあるチェック項目に「その他」という項目を加えてもよいのではないか。申立人は、「合意した」とチェックしたらどうなるのだろうかと思ってしまう。
- 検討したい。
- 先ほどの裁判所からの説明で、テレビ会議が行われている庁もあるという話があったが、どのような形で行うのか。
- 民事部にはテレビ会議システムがあり、通信回線で他の本庁とつないでいる。
- ◎ 民事部にあるシステムは、相手が他の裁判所に出頭しないと使えない。

- スカイクなら無料で自宅でもできるのだろうが、それを使えるとの情報に接していない。
- スカイクができれば裁判所としては画期的であるが、自宅で調停というのは考えられない。
- ◎ 電話会議なら今でも電話のあるところまでできる。
- 電話ならそれぞれの自宅にあるだろうし携帯電話もあるが、本人確認が難しいし、調停の秘密性の関係で、別の人が電話の横にいるかも知れない。また、録音される可能性やインターネットに流される可能性もある。家事事件の手続で電話会議を活用するに当たっては、運用面でどうするのがよいのか検討を要するところである。もっとも、和歌山県は南北に長いので、和歌山本庁と支部の間で調停を進める手続を考えており、必要な検討は終わっている。支部に出頭してもらって本人確認は支部職員が行い、第三者の立会がないことも保障できる。また、代理人の事務所に本人に来てもらって調停や審問をするということでも、危惧している点は解決できるので、可能である。
- 代理人弁護士が付いていても、弁護士が不適當な方を同席させるということが可能性としてないわけではない。一旦インターネットに流れたら絶対取り消せないなので、気を付けなければならないと思う。
- 今回、家庭裁判所委員になって初めてこの法律を見たが、大変難しかった。
- 言葉が難しいというのはそのとおりかと思う。マスコミの文章は非常に分かりやすいと思うが、記載例とかノウハウがあるのか。
- 中学生が読んで分かるように記事を書いている。記者の原稿をデスクが直しているが、各社を見比べて、他社の記事なども参考にしている。裁判所でも、例えば奈良の方が分かりやすい等、他の庁と比較して、どちらが分かりやすいか考えることもあり得るのかなと思った。

- 中学生でも分かるように、というのは非常に重要なことだと思う。
- 記者には、さらに分かりやすく書くようにと指導している。
- 一番多いのは離婚事件と思うが、どれくらいが調停の段階で解決するのか。
- ◎ 6割くらいは調停が成立し、4割くらいは不成立や取下となる。不成立や取下となっても離婚を求めるということであれば訴訟ということになる。
- 感覚として、訴訟になったときに和解となるのはそれほど多くない。調停で話し合いをしても離婚の合意自体ができていないので、対立は深いし、子、財産分与や慰謝料といった条件面で対立している。その意味で、離婚は仕方がないとしても条件面でまとまらず判決となることがかなりの確率であると思う。

遺産分割は7割超というかなり高い確率で調停が成立している。最終的に審判になるのは、特別受益とか寄与分の問題がある事案で、それほど多くない。

- 自分が申立てをしたら誠実に書面を書けると思うが、逆に相手方となつて、この書類が裁判所から送付されてきたら、正確に書かなかつたり、そのまま放置するということがあるかもしれない。しかし、書類をお互いに出し合うのは非常によいと思う。

■ 和歌山では、申立書の写しの送付を受けた相手方が回答書を書いてくる割合は、100%ではないが、かなり高い。

- ◎ 意見交換での御意見は今後の参考とさせていただきます。

7 次回委員会の意見交換テーマ

児童虐待について

8 次回委員会の開催日時

追って調整を行った上で決定

9 退任予定委員の挨拶

上岡委員及び山西委員から退任挨拶を受けた。

10 閉会

	平成24年		成立率	不成立	取下げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	調停をし ない	その他の 既済
	既済総数	成立							
和歌山家本庁	823	446	54.2%	179	172	13	0	4	9
別表第二調停事件総数	442	248	56.1%	87	99	0	0	3	5
遺産分割等	64	46	71.9%	13	5	0	0	0	0
別表第二以外調停総数	381	198	52.0%	92	73	13	0	1	4